【平成20年6月13日法律第65号改正後】

（業務方法書）

**第百五十六条の七**　金融商品取引清算機関は、業務方法書の定めるところにより、その業務を行わなければならない。

２　業務方法書には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　前条第一項の業務を行う場合にあつては、その旨

二　金融商品債務引受業（前条第一項の業務を行う場合にあつては、金融商品債務引受業等。以下この項及び第百五十六条の十において同じ。）の対象とする債務の起因となる取引及び当該取引の対象とする金融商品の種類

三　金融商品債務引受業の相手方とする者（以下「清算参加者」という。）の要件に関する事項

四　金融商品債務引受業として行う債務の引受け及びその履行に関する事項

五　清算参加者の債務の履行の確保に関する事項

六　有価証券等清算取次ぎに関する事項

七　その他内閣府令で定める事項

【平成20年6月13日 法律第65号】 （改正なし）

【平成20年5月2日 法律第28号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（業務方法書）

第百五十六条の七　金融商品取引清算機関は、業務方法書の定めるところにより、その業務を行わなければならない。

２　業務方法書には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　前条第一項の業務を行う場合にあつては、その旨

二　金融商品債務引受業（前条第一項の業務を行う場合にあつては、金融商品債務引受業等。以下この項及び第百五十六条の十において同じ。）の対象とする債務の起因となる取引及び当該取引の対象とする金融商品の種類

三　金融商品債務引受業の相手方とする者（以下「清算参加者」という。）の要件に関する事項

四　金融商品債務引受業として行う債務の引受け及びその履行に関する事項

五　清算参加者の債務の履行の確保に関する事項

六　有価証券等清算取次ぎに関する事項

七　その他内閣府令で定める事項

（改正前）

（新設）

第百五十六条の七　証券取引清算機関は、業務方法書の定めるところにより、その業務を行わなければならない。

②　業務方法書には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　前条第一項の業務を行う場合にあつては、その旨

二　有価証券債務引受業（前条第一項の業務を行う場合にあつては、有価証券債務引受業等。以下この項及び第百五十六条の十において同じ。）の対象とする債務の起因となる取引及び当該取引の対象とする有価証券の種類

三　有価証券債務引受業の相手方とする者（以下「清算参加者」という。）の要件に関する事項

四　有価証券債務引受業として行う債務の引受け及びその履行に関する事項

五　清算参加者の債務の履行の確保に関する事項

六　有価証券等清算取次ぎに関する事項

七　その他内閣府令で定める事項

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】

（改正後）

第百五十六条の七　証券取引清算機関は、業務方法書の定めるところにより、その業務を行わなければならない。

②　業務方法書には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一　前条第一項の業務を行う場合にあつては、その旨

二　有価証券債務引受業（前条第一項の業務を行う場合にあつては、有価証券債務引受業等。以下この項及び第百五十六条の十において同じ。）の対象とする債務の起因となる取引及び当該取引の対象とする有価証券の種類

三　有価証券債務引受業の相手方とする者（以下「清算参加者」という。）の要件に関する事項

四　有価証券債務引受業として行う債務の引受け及びその履行に関する事項

五　清算参加者の債務の履行の確保に関する事項

六　有価証券等清算取次ぎに関する事項

七　その他内閣府令で定める事項

（改正前）

（新設）